

家族やご近所さんと みまもり台帳を作成しましょう

本市では、災害時に自力での避難が困難な人・支援を必要とする人を対象にみまもり台帳(避難行動要支援者名簿登録申請書および個別避難計画)を作成し、支援関係者へ適切に情報を提供しています。

- ・ みまもり台帳は、年に1回更新を行います。
- ・ 登録希望の有無にかかわらず、必ずご返送ください。

対象となる人

- ① 65歳以上の一人暮らしの人
- ② 75歳以上の人のみの世帯
- ③ 身体障害者手帳1級および2級の人(腎臓機能障害者は3級および4級を含む)
- ④ 療育手帳A判定の人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ⑥ 介護認定において要介護3以上で居宅で生活されている人
- ⑦ 上記①～⑥以外の人で、避難支援が必要で登録を希望する人

作成のポイント

- 家族や身近な支援者と話し合しましょう
- 避難所の場所や避難経路、緊急連絡先などを確認しましょう
- 地域の方や身近な支援者へ支援してほしいことを伝えましょう



過去の災害でも、ご近所さんの声掛けがあり、適切に避難できた例があります。

本市では、「長久手市防災マップ」を作成しています。
避難所や避難場所だけでなく、災害への備えに関する情報を掲載しています。
この機会に、ぜひご確認ください。



市ホ-ムページ

みまもり台帳活用の仕組み（避難行動要支援者事業）

避難行動要支援者名簿を支援関係者へ適切に提供することによって、日頃からの見守りや安否確認、避難支援に役立て、災害時に情報が活用されるような体制づくりを目指しています



Q&A



Q 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の違いは？

A 名簿には、氏名、住所等の基本情報と避難支援を必要とする理由を記載します。計画は、それに加えて、介護度や障がいの状況、避難先、避難支援者、避難経路に関すること等を記載します。



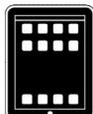
Q 名簿は誰に提供されるのですか？

A 民生委員・児童委員、地域包括支援センター、まちづくり協議会等、避難支援等を行う関係団体に提供します。情報提供は、要支援者の同意を得て行います。



Q 個人情報を守られますか？

A 名簿を取り扱う避難支援等を行う関係者には、守秘義務が課されています（災害対策基本法49条の13条）。



今年度から、電子申請を受け付けています。
詳細は、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

